

広島県告示第三百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
- 二 東霞町一〇地区

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の表示
- 二 次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町	地 番	標柱番号
広島市南区	東霞町	八二二番五	標柱一號
		八二六番五	
		八二六番一	
		七七〇番二	
		七六九番	
		一〇四一番二	
		一〇四一番三四	
		八二七番一二地先道路敷	
	標柱一〇号	標柱九号	標柱八号
			標柱六号及び七号
			標柱五号
			標柱四号
			標柱三号
			標柱二号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
- 二 己斐上一丁目八地区（追加）

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十六年二月二十六日広島県告示第二百七十号で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線及び標柱一号と三号を河川に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は同告示で指定した土地に存する標柱十号及び六号と同一とする。

郡 市	町	地 番	標柱番号

広島市安芸区				郡 市
矢野東七丁目	矢野町			町
	梅河	野吹	荒巻	字
六七二番一三	六九八番一	甲八〇八番	六七二番一	七八四番二五
標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号

急傾斜地崩壊危険区域の名称

矢野東七丁目五一地区

二 忽忽翁地崩壊危險図場の表示

次に掲げる土地に存する標柱一號から五號までを順次結んだ線及び標柱一號と五號を結

広島市安佐南区	郡市
沼田町	町
吉山	大字
影浦	字
一四八四番三五	地番
一四八四番三二	一四八四番一
標柱五号	標柱一号、四号、六号及び七号
標柱二号及び三号	標柱番号

二 沼田町吉山一四八四地区 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一號から七號までを順次結んだ線及び標柱一號と七號を結

		己斐上一丁目
五二二番一地先河川敷	五二二番一地先市道敷	五三三番一地先河川敷
標柱三号	標柱二号	標柱一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

矢野東七丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町	地 番	標 柱 番 号
矢野東七丁目	矢野西七丁目	三七〇番地先道路敷	標柱一號
九七八番一	九九九番二	標柱四号	標柱二號
標柱六号	標柱五号	標柱三号	標柱二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北山A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

廿日市市	郡 市	町	大字	字	地 番	標 柱 番 号
宮内	宮園二丁目	宮内	北山	北山	一三〇一番六	標柱番号
北山		一九六番	一二七六番	一二七六番	標柱一號	標柱七号
		六号まで	六号まで	六号まで	標柱二号から	標柱八号
一二九八番三	標柱一一号	一二八六番一	一二七五番一	一二八二番一	一二八六番一	標柱九号

二二九番五、一二九番六

標柱二二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿賀北五丁目二七地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十八年六月一日広島県告示第五百九十四号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は同告示で指定した土地に存する標柱四号及び二号と同一とする。

郡 市	町	地 番	標 柱 番 号
呉市	阿賀北五丁目	一一二七番二、一一二七番 五地先道路敷	標柱一号
		一一二九番	標柱二号
		一一七番地先道路敷	標柱三号
	一一六番一	標柱四号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

警固屋九丁目一一地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成六年一月三十一日広島県告示第百八号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成五年三月二十九日広島県告示第三百五十二号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示Aで指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上及び告示Bで指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存し、標柱二号は告示Aで指定した土地に存する標柱三号及び四号を結んだ線上に存し、標柱五号は告示Bで指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存するものとする。

呉市	郡 市	町	地 番	標 柱 番 号
	警固屋九丁目			
四〇一一番地先道路敷	四〇三番一			

標柱二号

山県郡	郡市		
北広島町	町		
本地	大字		
明神山	字		
三八四九番一八四	地番	標柱番号	
標柱五号	標柱番号	標柱番号	

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
千代田明神地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	郡市	町	地番	標柱番号
吳市	西川原石町	町		
			二八四番一	標柱一号から三号まで
			二七八番一	標柱四号
			二八一番	標柱五号
			二九二番二	標柱六号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西川原石二〇地区（追加）
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和五十九年一月十七日広島県告示第五十七号で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱四号及び五号は同告示で指定した土地に存する標柱三号及び一号と同一とする。

七八四番一	四〇六番地先道路敷	標柱三号
四〇五番一	標柱五号	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

門田地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十七年十月三十一日広島県告示第千百七十八号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は同告示で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とする。

			庄原市	郡 市
			門田町	町
下組	中組	鈴神	下組	字
六三一番一地先水路敷	六一一番一地先水路敷	四六五番	四六七番	甲四七一番一
標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号
				標柱一号
				標柱番号